

平成30年生駒市農業委員会第12回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 平成30年12月12日(水)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平	2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治	4番 染岡 政明
5番 池田 憲央	6番 有山 兼吉
7番 北村 由子	9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代	

農地利用最適化推進委員

上武 猛	中谷 明
北本 光美	高貝 要明
川端 俊雄	山田 義美
中井 啓二	

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 林 宏次
主幹 吉岡 浩

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて
3. 土地現況証明願について
4. 特定農地貸付けの変更承認申請について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 使用貸借契約の解約通知について

5. 農地の転用事実に関する照会について
6. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 土地利用意向調査書
- 平成30年度奈良県都市農業委員会連絡協議会視察研修
- 平成30年度全国農業委員会会長代表者集会要請活動結果等の報告について
- 伊賀市下限面積について
- 農業委員等の綱紀粛正について
- 第52回大和の農業開発大会
- 県民だより2018年11月号14ページ（藤原大輔氏記事）
- 「なら女性農業委員会」実務研修案内
- 農業委員会手帳

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 北村 委員、9番 中本 委員、10番 中谷 佳津代 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」事務局からの説明を依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたもの。

申請地の位置について

奈良先端科学技術大学院大学の西北西約600mのところに位置する高山町地内の農地。

申請理由について

譲渡人は、相続により本農地を取得したが営農を続けていくことが難しいことから、本農地に隣接する農地を稲作により管理している譲受人が、本農地を取得し、営農を継続していくことになった次第。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また家族で営農している農地が20アール以上あり、農地取得の下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題等はない。

以上のことから、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 地元推進委員の中谷明委員へ補足説明を依頼。

○中谷委員

事務局の説明通りである。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可の取り消し」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、先月の当委員会にて農地法第3条第1項の規定による許可を得たが、その許可の取り消し願いが出てきたもの。

申請地の位置について

光明中学の北西約200mのところに位置する南田原町地内の農地2筆。

申請理由について

譲受人が農地を取得し営農する予定であったが、譲渡人が営農を続けていくことになったため、取り下げ申請がでてきた次第。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可の取り消し」の承認を宣言。

議案第3号「土地現況証明願について」事務局からの説明を依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、昭和42年2月6日に作業場用地として農地転用の手続を行い、近年まで作業場用地等で利用されてきた土地であるが、現在では農地として管理されており、地目については農地転用の際、地目変更を行わず「田」のままになっていることから、今後も農地として管理をしていくため、「土地現況証明願」が出てきたもの。今委員会で承認されると、農地法上も農地としての扱いになる。

申請地の位置について

生駒北小中学校の南約100mのところに位置する高山町地内の農地。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、農地として営農を継続している状況を確認。審議をお願いしたい。

○議長 地元推進委員の中谷明委員へ補足説明を依頼。

○中谷委員

第1号議案で申請者が営農が難しいということであったが、現況が農地であるため農地として承認されたい。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 この現況証明で農地として農業委員会が管轄・管理することとなるが、第1号議案では申請者は営農が困難であるということであった。申請者が今後農業を続けていくという趣旨なのか、次の段階があるのか？

○主幹 第1号議案の農地は飛び地のような場所で申請者が管理するのが難しい。そのため、その農地のまわりを管理する人物が管理を引受けてくれることとなった。今回は申請者自身が知人に手を貸してもらいながら現在、営農している。

○委員 この1筆だけか？

○主幹 この1筆だけである。現段階で他に土地利用の計画はない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「土地現況証明願について」の承認と証明願の発行を宣言。

議案第4号「特定農地貸付けの変更申請承認について」事務局からの説明を依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請、平成23年12月の本委員会において承認を受けた土地に、地権者より承認の取り消し依頼があり出されたもの。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第4号「特定農地貸付けの変更申請承認について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「使用貸借契約の解約通知について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。

No.1～35については、相続により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定や移転のない農地転用。

No.1・2の申請地の位置について

緑ヶ丘中学の西に隣接した緑ヶ丘地内の農地。

報告事項

水路を目的として用地転用の届出がされたもの。

No.3～5の申請地の位置について

東生駒2丁目交差点の西約200のところにある東菜畑2丁目地内の農地。

報告事項

障がい者グループホーム及びそれに付随する青空駐車場を目的として届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴う農地転用。

No.1・2の申請地の位置について

西菜畑町地内の農地。

報告事項

戸建て住宅及び青空駐車場等を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.3の申請地の位置について

生駒市役所の北約200mのところにある谷田町地内の農地

報告事項

共同住宅を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.4の申請地の位置について

阪奈道路辻インターの北約400mのところに位置する小明町地内の農地
報告事項

青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.5～16の申請地の位置について

緑ヶ丘中学校の西に隣接する緑ヶ丘地内の農地

報告事項

宅地・道路を目的として農地転用の届出がされたもの

報告第4号「使用貸借契約の解約通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け報告しているものであり、使用貸人が営農をすることになったため、使用貸借契約を解除することになったもの。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

No.1～3について

現状が原野となっていることから、農地とし復元が大変難しい農地。

No.4について

数十年前には工場の敷地として使用され、現在は基礎のコンクリートのみ残った空き地。

No.5～7について

従前より、山林若しくは水路となっていた農地。

以上、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農地利用最適化推進委員或いは農業委員と現地調査の結果、現在においても農地性はなく、その旨法務局に回答したもの。

報告第6号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

これらの報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可がおりたものおよび、転用許可後に転用事業者が転用による工事が完了したこと

の報告があったもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」の「意向調査書の実施について」の説明を事務局に依頼。

○主幹 〔「意向調査書の実施について」について説明〕

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 今回の通知は初めて通知する人か？2回目的人也いるのか？。

○主幹 以前は初めて遊休農地が発生した人だけであったが、今回は現時点で遊休農地がある人に通知をするので、1回目的人也いれば2回目的人也いる。

○議長 「その他」について、報告・説明を事務局に依頼。

○局長 〔「平成30年度奈良県都市農業委員会連絡協議会視察研修」について報告〕

11月19日（月）～20日（火）、奈良県都市農業委員会連絡協議会で岡山県を視察したことを口頭報告。農業委員会からは中田会長と事務局長の計2名が参加した。1日目は農マル園芸 吉備路農園を視察した。ここは観光農園で年間30万人が訪れる。2日目は津山市農業委員会を視察。こちらは全国に先駆け非農地判定を行った。引き続き農事組合法人かんば川を視察。ここは津山市でも中山間地に位置し11名の組合員で12haほどを耕作している。視察の中心となった津山市農業委員会は耕地面積が5,680haあり、生駒市の約9倍。農業委員は19名、最適化推進委員は34名の計53名で構成。本格的に非農地通知を行ってきておりその取組等を視察した。

○議長 〔「平成30年度全国農業委員会会長代表者集会」について報告〕

11月29日（木）、東京・メルパルクホールにて行われた全国農業委員会会長代表者集会に参加したことを口頭報告。農業委員会からは中田会長、事務局長の計2名が参加した。全国から多数の参加者がおり、奈良県からも40名近い参加があった。集会では山形県鶴岡市、福井県小浜市、福岡県みやま市の報告があった。農地利用の最適化に向けた施策推進について協議し、その後国に施策推進の要請書を提出した。

○議長 「伊賀市視察」について、報告・説明を事務局に依頼。

○主幹 〔「伊賀市視察」についてを報告〕

11月21日（水）、会長と副会長、事務局から1名の計5名で、三重県伊賀市を視察した。農業委員会を訪れ、伊賀流空き家バンク制度を活用した下限面積の設定について、話を伺った。具体的には、空き家バンクを利用して契約が成立した後、証明書を伊賀市が発行し、その証明書が添付されておれば、農業委員会は、10アール未満であっても、農地法第3条申請を受け付けるといったものである。

生駒市においても、「いこま空き家流通プラットフォーム」というプロジェクトがあるのでこれを活用し下限面積の設定を協議しているところである。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 「その他」について、説明を事務局に依頼。
- 主幹 〔「農業委員等の綱紀粛清について」を説明〕
奈良県農業会議より会長宛に届いた文書で、徳島県阿南市農業委員会の元農業委員が農地転用の許可に便宜を図った見返りに太陽光発電業者から現金を受け取ったとして逮捕されたことについて、農業委員会における綱紀保持の徹底を図るようにと連絡があったものである。
- 主幹 〔「第52回大和の農業開発大会」について説明〕
- 主幹 〔「県民だより奈良掲載記事」の紹介〕
- 主幹 〔「北和の農を考えるつどい」の案内〕
平成31年2月14日（木）、北コミにて開催される。
- 主幹 〔「なら農業委員会女性委員の会」について（女性委員のみ対象）説明〕
- 主幹 〔集落座談会について説明〕
- 議長 綱紀粛清の件について、農業委員という立場を考え行動お願いしたい。第52回大和の農業開発大会」では、災害対策のことも説明してくれるので新規就農者の方に情報提供してもらいたい。集落座談会はこれからの農地・地域の将来にとって大事なことである。前向きな意見を持っている人もいれば、そうでない人もいるが、人との交流から始まっていくので、いろいろな地域で開催されることを望む。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 「市長に対する意見書」について資料配布を事務局に依頼。
農地等利用最適化推進施策に関して、鳥獣対策をはじめとする内容について協議。
12月19日提出予定。
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 主幹 次回の日程について
定例会 1月11日（金）午後3時 401・402会議室
現地調査 1月 8日（火）午後1時30分
前日1月7日（月）に同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言

午後4時20分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成30年生駒市農業委員会第12回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 7番 北村 由子

議席番号 9番 中本 眞人

議席番号 10番 中谷 佳津代
